○益城町子どもの貧困対策推進事業補助金交付要綱

令和６年９月１２日告示第９１号

　　　　　改正

　　　　　　　　　令和７年３月１２日告示第１８号

　　　益城町子どもの貧困対策推進事業補助金交付要綱

　（趣旨）

第１条　この要綱は、本町における子どもの貧困対策を推進するため、町民等で組織する民間団体等（以下「団体」という。）が活動を行うために要する経費に対し、予算の範囲内において助成する益城町子どもの貧困対策推進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、益城町補助金等交付規則（平成２２年益城町規則第１６号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

　（補助金交付対象団体）

第２条　補助金の交付の対象となる団体は、次に掲げる要件を全て満たす団体とする。

　（１）　子どもの貧困対策を推進するため、年間２０回以上学習支援及び食事の提供を実施し、町内で活動する団体であり、既に運営を行っていること。

　（２）　補助対象となる事業を着実に実施できる事務及び組織体制となっていること。

　　ア　３名以上の構成員を有すること。

　　イ　定款、規約、規則等の組織の運営に関する定めを有していること。

　　ウ　責任者とは別に、活動を補助するスタッフを１名以上配置していること。

　（３）　利用者及び従事者の損害保険（食中毒に対応するものを含む。）に加入していること。

　（４）　利用者から事前に食物アレルギーの有無を確認する等の安全確保に努めること。

　（５）　活動時において、常駐できる責任者を配置し、食品衛生法（昭和２２年法律第２３３号）のほか関係法令通知等を遵守し、管轄保健所の指導に従うとともに、所要の衛生管理を行うこと。

　（６）　事業の実施にあたっては、こども家庭センター等の相談機関と連携を図り、支援が必要な子どもや家庭の把握に努めること。また、支援が必要な子どもや家庭を発見した場合や、要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等に登録されている子ども等の家庭が含まれている場合は、町や関係機関と連携して適切な対応を図ること。

　（７）　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び法第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）を構成員に含む団体並びに暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体でないこと。

　（８）　営利を目的とした団体でないこと。

　（９）　政治的又は宗教的活動を行うことを目的としていないこと。

　（１０）　本拠地又は事務所が町内にあること。

　（１１）　団体の代表者は、町税の滞納がないこと。

　（１２）　その他町長が不適当と認める団体でないこと。

　（補助対象事業）

第３条　補助金の交付の対象となる事業は、団体が行う地域における子どもの学習支援及び食事の提供とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助金の交付の対象としない。

　（１）　個人に金品（学習支援に必要な筆記具等を除く。）を支給する事業

　（２）　国又は県の補助事業

　（３）　業をすることを目的とする事業

　（補助金等）

第４条　町長は、前条に掲げる事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）に対し、補助金を交付する。

２　補助対象経費、補助率及び補助金の限度額は、別表に定めるところによる。

３　補助対象経費のうち当事業を実施することにより得られる収入で補填できる費用は除くものとする。

４　補助対象経費のうち備品については、事業完了後においても、補助金の目的に従ってその効率的な運営を図り、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）に定める期間、町長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付けし、又は担保に供してはならない。

５　第１項の規定による補助金の額に１，０００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

　（補助金の交付申請等）

第５条　補助金の交付の申請をしようとする団体（以下「申請団体」という。）は、次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

　（１）　益城町子どもの貧困対策推進事業補助金交付申請書（別記第１号様式）

　（２）　益城町子どもの貧困対策推進事業活動計画書（別記第２号様式）

　（３）　益城町子どもの貧困対策推進事業収支予算書（別記第３号様式）

　（４）　団体の定款、規約、規則等

（５）　損害保険証書の写し

　（６）　その他町長が必要と認める書類

　（補助金の交付決定）

第６条　町長は、前条の申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査するとともに、補助金の交付の可否を決定する。

２　町長は、前項の規定により、補助金の交付を決定したときは、益城町子どもの貧困対策推進事業補助金交付決定通知書（別記第４号様式）により、補助金を交付しないと決定したときは、益城町子どもの貧困対策推進事業補助金不交付決定通知書（別記第５号様式）により申請団体に通知するものとする。

３　町長は、交付決定に当たり、必要と認めるときは、条件を付すことができる。

　（事業内容の変更等）

第７条　前条の規定により補助金の交付の決定を受けた団体（以下「補助金交付団体」という。）が事業内容の変更又は事業の中止をしようとするときは、あらかじめ、益城町子どもの貧困対策推進事業計画変更・中止承認申請書（別記第６号様式）に次に掲げる書類を添えて、町長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

　（１）　益城町子どもの貧困対策推進事業変更活動計画書（別記第７号様式）

　（２）　益城町子どもの貧困対策推進事業変更収支予算書（別記第８号様式）

２　町長は、事業内容の変更等を適当と認めたときは、益城町子どもの貧困対策推進事業計画変更・中止承認通知書（別記第９号様式）により、当該補助金交付団体に通知するものとする。

　（実績報告）

第８条　補助金交付団体は、事業完了後３０日以内又は補助事業の実施年度の翌年度４月末日までのいずれか早い日までに、次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

　（１）　益城町子どもの貧困対策推進事業実績報告書（別記第１０号様式）

　（２）　益城町子どもの貧困対策推進事業活動報告書（別記第１１号様式）

　（３）　益城町子どもの貧困対策推進事業収支精算書（別記第１２号様式）

　（４）　活動状況が分かる書類（写真等）

　（５）　支出を証する領収書等の写し

　（６）　その他町長が必要と認める書類

　（補助金の確定）

第９条　前条の規定により実績報告書が提出されたときは、これを審査し、及び必要に応じて調査を行い、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、益城町子どもの貧困対策推進事業補助金確定通知書（別記第１３号様式）により、当該補助金交付団体に通知するものとする。

　（補助金の請求）

第１０条　前条の確定通知を受けた補助金交付団体は、益城町子どもの貧困対策推進事業補助金請求書（別記第１４号様式）により、町長に補助金を請求しなければならない。

２　町長は、必要と認めるときは、補助金交付決定額の範囲内において概算払をすることができる。

　（交付決定の取消し及び返還）

第１１条　町長は、補助金交付団体が次のいずれかに該当したときは、補助金の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。ただし、天災その他やむを得ない事情により活動の遂行ができなくなった場合は、その事情を考慮のうえ補助金の返還額について決定するものとする。

　（１）　虚偽の申請又は事業計画の目的と著しく異なる活動を行ったとき。

　（２）　補助金を他の用途に使用したとき。

　（３）　補助金交付の条件に違反したとき。

　（４）　その他町長の指示に従わなかったとき。

２　前条第２項の規定の適用を受けた補助金交付団体においては、概算払により交付された補助金の額が第９条の規定により確定した補助金の額よりも多いときは、その差額を返還しなければならない。

　（委任）

第１２条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

　　　附　則

　（施行期日）

１　この要綱は、告示の日から施行し、令和６年４月１日から適用する。

　（この要綱の失効）

２　この要綱は、令和８年３月３１日限り、その効力を失う。

　　　附　則（令和７年３月１２日告示第１８号）

別表（第４条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助対象経費 | 補助率 | 補助限度額 |
| 1. 報償費 2. 旅費 3. 食糧費 4. 需用費 5. 燃料光熱費 6. 役務費 7. 使用料及び賃借料 8. 備品購入費   （９）その他町長が活動を実施するに際し、適当と認める経費 | 補助対象経費合計額の１０/１０ | ８５万円 |
| ※子どもの学習支援及び食事の提供以外の活動でも使用するものについては、子どもの学習支援及び食事の提供の活動分として明確に切り分けができる場合のみ対象経費とする。 | | |